

# 行政視察報告書

平成29年7月

産業厚生常任委員会

## 「平成 29 年度産業厚生常任委員会政務調査」

### 視察先及び目的

静岡県富士宮市

中小企業振興実施計画について

埼玉県和光市

地域包括ケアシステムについて

### 視察実施日

平成 29 年 7 月 11 日～12 日

### 参加委員

小柴泰良（委員長） 岸本眞知子（副委員長） 井上茂和 二階一夫

桑村繁則 小川忠市 石井雅彦 高瀬俊介

随行職員：藤浦与志夫（議会事務局次長）

### 静岡県富士宮市役所

【富士宮市の概要】人口 133,989 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）面積 389.08 k m<sup>2</sup> 世界遺産となった富士山のすそ野に広がり、平安初期に造営された富士山本宮浅間神社（全国の浅間神社の 1,300 余社の総本宮）の門前町として発展した町。ご当地グルメ B1 グランプリにて殿堂入りを果たした富士宮焼きそばは全国的に有名。

### 【視察目的】

富士宮市中小企業振興実施計画について

### 【調査概要】

富士宮市中小企業振興基本条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）の目的である中小企業の振興による地域社会の発展及び市民生活の向上を図るため、富士宮市中小企業振興実施計画を策定する。

この実施計画は、基本条例の基本理念及び施策の基本方針に沿った施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

また、中小企業振興関連事業については、毎年度施策を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、中小企業振興の主管となる産業振興部に加え、府内関係部署の関連施策についても進捗状況に応じた新たな展開ができるよう

に進行管理を行う。なお、施策の策定及び実施にあたっては、適宜、富士宮市中小企業振興懇話会の意見を求めるものとする。

実施計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

### 静岡県富士宮市商工会議所

【富士宮市商工会議所の概要】富士宮商工会議所は、昭和 22 年創立し、現在、会頭 1 名、副会頭 3 名、専務理事 1 名、監事 3 名、33 名の役員、議員数は 100 名、会員数は 2,073 会員（平成 29 年 3 月 31 日現在）で構成されている。

#### 【視察目的】

富士宮市中小企業振興実施計画について

#### 【調査概要】

富士宮市中小企業振興基本条例は、平成 27 年 4 月に施行されたが、現会頭の河原崎氏をはじめとする支部役員が中心となり、10 年以上前から条例を学習してきた。

平成 25 年の支部年度活動方針に「中小企業振興条例の策定」を掲げると同時に条例策定委員会を新設した。

条例策定委員会は、半年という短い期間の中で密度の濃い討議を 7 回重ね、地域の歴史を織り込んだ前文と 16 条からなる条文を持つ条例案を策定した。

その後、平成 25 年 9 月富士宮市商工会議所地域活性化委員会を通じて、富士宮市に条例案を提出した。

加筆修正された条例案について市役所商工振興課とその後 1 年間を掛けて何度も意見交換を行い、平成 26 年 10 月、条例案の前文を簡素化し、条文のうち具体的な実施策については富士宮市中小企業振興実施計画として条文から外した最終案を承認した。パブリックコメントを経た条例最終案は、平成 27 年 2 月の富士宮市議会 2 月定例会にて全会一致で可決され、4 月 1 日、富士宮市中小企業振興基本条例として施行された。

#### 【まとめ】

富士宮市中小企業振興実施計画は、富士宮市中小企業振興基本条例に掲げる「施策の基本方針」に基づき、各事業についての目的、概要、成果目標をこと細かく定めてある。

また、市が実施する中小企業振興関連事業については、中小企業振興の主管となる産業振興部に加え、関係部署が横断的に進捗状況に応じた展開ができるように進行管理を行っており、行政全体で取り組んでいる。また、市幹部職員

を中心とした市職員が商店街の店舗（空き店舗を含む）を直接訪問し、商店主への聞き取り調査を実施して実態を把握して活性化策の参考にしている。さらに、実施計画の策定においては、行政主導とならないように、富士宮市中小企業振興懇話会の意見を反映する仕組みとなっている。

加東市は本年3月に「加東市商工業振興基本条例」を制定したが、実施計画（アクションプラン）の策定は未だである。

本年3月議会の加東市商工業振興基本条例上程時の審査において「具体的な内容については策定中の加東市総合計画の中できっちりと示していく。」の答弁があったが、いまだにその概要は示されていない状況である。

加東市においての中小企業の振興に関する施策については、富士宮市の行政としての取り組みや商工会議所との連携などを先進地事例として参考にしながら、中小企業者、経済団体、金融機関及び市が幅広い視点から協議等を行うため、「(仮称) 中小企業懇話会」を設置し、加東市商工業振興基本条例の基本理念及び施策の基本方針に基づき、より、効果的な振興策を策定すべきである。

また、議会としても具体的な取組み状況調査を積極的に実施し、さらに加東市商工会との意見交換会を開催するなど、商工業の発展に積極的に関与すべきである。

## 埼玉県和光市

【和光市の概要】人口 81,326 人（平成 29 年 3 月 1 日現在）面積：11.04 km<sup>2</sup>  
埼玉県の最南端東寄りに位置し、東京都への玄関口として、東側は板橋区、南側は練馬区に隣接している。都心からは 19 km、副都心の池袋へは電車で約 20 分の距離にある。

理化学研究所・本田技研研究所など研究・研修機関が集積する「知の拠点」の町で、高齢者の割合は少なく、東京圏からの流入で若い世代が多い。人口平均年齢 40.1 歳、高齢化率 17.6%（平成 29 年 1 月末現在）

### 【視察目的】

地域包括ケアシステムについて

### 【調査概要】

介護予防とその効果について

- ・平成 15 年より全国に先駆けて実施してきた介護予防の効果により、要介護認定率が平成 18 年度の最高 12.0% から、平成 26 年では 9.4% まで下がっている。
- ・全国初の要介護度別の原因割合分析を実施し、要支援 1、要支援 2、要介護 1 の認定者を対象に、改善の可能性がある取り組みを進め、重度化を予防し現状維持している。

### 認定者数の推移

- ・何もしなかった自然体の数値(1,548 人)、第 5 期計画の目標(1,371 人)と実績(1,282 人)を比べると 266 人の差があり、この数値とかかる費用の分が黒字となり、次の対策に備える。
- ・健康にもどれる要介護 2 以下の軽度の人が半数を占めている。軽度の人をどうやって悪化させないようにするかが自治体で取り組むべきポイントとしている。

### 介護保険料

第 5 期(H24~26) 4,150 円(和光市) 4,972 円(全国平均)

第 6 期(H27~29) 4,228 円(和光市) 5,514 円(全国平均)

※加東市 5,600 円

## 地域包括ケアが求められる理由

- ①高齢者ケアのニーズの増大
- ②単独世帯の増大
- ③認知症を有する者の増大

## マクロの計画(市の計画策定)

- ・どのようなケアニーズを持った人がどの地域にどれくらいいるか調べる。
- ・PDCA の前に S(サーベイ：計画を作るための計画)をつける。
- ・「必要なサービス」を調査した場合、その人が知っている項目しか選べず、選ばれなかつたものはニーズがないものとして扱われる傾向が強い。
- ・「日常生活圏域ニーズ調査」の項目は、身体機能、日常生活機能、住まいの状況、認知症上、疾病状況などを調べる。調査項目を送って 4 割ぐらい返つてこない。取りに伺うことを通知すると 8 割ぐらいかえってくる。残りは返せないと判断し、戸別訪問をかける。訪問はいろいろな関係者にお願いして戸別訪問する。
- ・「課題無き所に政策なし」調査により、どの地区にどのような政策が必要か整理できる。

## ミクロの実践(ケアマネジメント支援)

- ・和光市コミュニティケア会議は、地域包括ケアシステムの核となる会議である。支援者の要望に応じてケアプランを立てる自治体が多い中、この会議では、支援者の課題と必要な対策を徹底的に説明させ、議論をし、目標を明確にしたプランを立て、人材を育成している。
- ・地域住民、介護サービス事業者、医療機関、銀行や商店街などから課題を抽出する。認定者個々の情報を共用し、マクロに繋げていく。

## 市町村特別給付

- ・市独自の特別給付は、食の自立栄養改善サービス、地域送迎サービス、紙おむつなどサービスを実施している。

## 一般高齢者施策

- ・住宅回収支援事業、家賃助成事業、利用料助成、住み替え家賃差額助成など。

## 個人因子・環境因子

- ・個人因子は、身体機能や認知機能(廃用系、疾病、性格)、環境因子は、家族

や近隣の知人の背景(在宅や地域の日常生活導線)。例えば、買い物に行けないのなら、それが個人因子なのか、環境因子なのか考える。

### 【まとめ】

和光市の地域包括ケアシステムで一番の特徴として、

- ①全てにおいて支援対象者の課題と対策を誰でも分かり易いように明確にしている。
- ②課題に応じた目標を決め、対策と方策が分かり易くなっている。
- ③「コミュニティケア会議（地域ケア会議）」のプランについては、個別のケースについてきめ細かくチェックし、対応されている。

介護保険法には、要介護状態の軽減、または悪化の軽減を行うこと。さらに自立した日常生活を営むことを目的としており、そのために何をするかを徹底して協議・検討することが必要である。

和光市では、介護保険法の条文の理解を粘り強く住民に求め、ニーズ調査も徹底して行われていた。加東市でも制度の内容と必要性を住民へ根気強く丁寧に説明を行い、理解してもらい、市民、事業者、行政の真の合意形成を作る必要がある。

加東市での現在の取り組み状況は和光市と比較し、そう遅れをとっているような印象はない。

加東市においては、加東市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定にかかるニーズ調査は終了しているが、事後であっても未回収者へのフォローワー等を検討すべきである。